

Title	個人主義の確立と税制改革 (前川寛教授退任記念号)
Sub Title	Tax Reforms for Individual Independence (In Honour of Professor Yutaka Maekawa)
Author	唐木, 圀和(Karaki, Kunikazu)
Publisher	
Publication year	2001
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.43, No.6 (2001. 2) ,p.29-
JaLC DOI	
Abstract	『日本婦人論』(1885年)において福澤諭吉は,財産は人間社会における権力の源であり,西洋では婦人が自己の財産を持っている,従って,家庭内でも,外部との交際においても,他に依存しない生活をしている,と指摘した。自由を得るためには,経済的裏づけが不可欠であることを見抜いていたのである。だが,基本的人権の尊重を謳った新憲法成立から半世紀以上が過ぎたいまも,税法上,多くの女性が経済的に夫に従属しているのであり,この改善が見過ごされたままになっている。個人主義に基づいた新しい家族制度のあり方を模索し,それを促進す
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20010200-00686137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

個人主義の確立と税制改革

唐 木 罔 和

<要 約>

『日本婦人論』(1885年)において福澤諭吉は、財産は人間社会における権力の源であり、西洋では婦人が自己の財産を持っている、従って、家庭内でも、外部との交際においても、他に依存しない生活をしている、と指摘した。自由を得るためには、経済的裏づけが不可欠であることを見抜いていたのである。だが、基本的人権の尊重を謳った新憲法成立から半世紀以上が過ぎたいまも、税法上、多くの女性が経済的に夫に従属しているのであり、この改善が見過ごされたままになっている。

個人主義に基づいた新しい家族制度のあり方を模索し、それを促進する税制を確立する時期にある。そのための税制改正として、次の諸点を提案したい。

1、婚姻期間中の年々の事業所得及び給与所得は、夫婦が得た所得を合算し、合計額の二分の一をそれぞれの課税金額とすること。これは、夫婦の活動は一体であるという考え方に基づく。

2、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得など過去の蓄積にかかわる所得、および一時所得は、名義人各自の所得とする。このうち総合課税がなされる所得については、夫と妻それぞれが第1項の課税金額にこれらを加えて申告する。分離課税の所得についても、それぞれが申告する。このほか、退職所得については、婚姻期間中に相当する分については、夫婦で折半する。雑所得については、原稿料・講演料等は折半とし、過去の蓄積に由来する所得については各自のものとする。

3、相続税は、最高税率を引き下げるのではなくて、法定相続人控除(法定相続人一人あたりの控除額)を大幅に引き上げるべきである。現行の基礎控除は、定額控除が大きく、法定相続人控除が小さい。従って、相続人が増えれば、相続人一人当たりの基礎控除が少なくなり、子供の多い家庭に不利である。基礎控除額を法定相続人に比例するようにし、しかも法定相続人控除額自体を拡大すれば、親の財産形成意欲も増し、子供の将来に対する親の不安も軽減しよう。

以上の提案は、育児・家事の社会的価値を認め、それに従事する人たちの基本的人権を経済的に保障するものである。また、少子化対策としても有効と考えられる。

<キーワード>

個人主義、個人の自立、所得税、相続税、基本的人権、シャープ勧告、直接税、間接税、消費税、累進課税、福澤諭吉、家族制度、民法、夫婦別姓、専業主婦、育児、アメリカ、占領政策、機会費用、法定相続人控除

I 問題設定

第二次大戦後、女性に参政権が与えられ、政治的権利は、男女平等となった。また、経済成長の進展につれて職業に従事する女性も増え、世界的な人権意識の高まりとともに、男女雇用機会均等法も成立している。しかし、実際には、給与にしても、職業に従事している割合に関しても、未だに男性優位である。その根源的な理由として、出産・育児期間中、女性の多大な労力と時間がそれらに注がれていることがあげられよう。出産をはじめ、育児、家事等に従事している女性の労力の社会的・経済的価値を正当に評価し、家庭にいる女性にも所得と財産を確保させ、経済的自立を達成させねばならない。そうであってこそ、一世紀以上も前に福澤諭吉が論じたように、すべての女性が「心身無形の独立」をとげ、平等な夫婦関係が確立するのである。驚くべきことに、基本的人権の尊重を謳った新憲法成立から半世紀以上が過ぎたいまも、税法上は、多くの女性が経済的に夫に従属しているのであり、この改善が見過ごされたままになっている。

本稿は、現代日本が置かれている状況の中で、家族のつながりを保ちながら個人主義を確立するための税制の在り方に問題に焦点を絞り、その方策を探るとともに、福澤諭吉の思想を参考にしつつ、個人主義確立の意義を論ずるものである。本年（2001年）2月3日は、福澤諭吉（1834-1901年）の没後100年にあたるが、開国、明治維新と未曾有の変動期を生きた諭吉が提起した「独立自尊」という言葉は、いまなお、現代日本において大きな意義をもっている。

まず、現代の状況を生んだ、第二次世界大戦後のアメリカの占領政策とその帰結を述べ、次に、個人主義の確立をめぐる問題に関して、税制の在り方について論じる。最後に、福澤諭吉が女性の人権についてどのように捉えていたかをみることによって、夫婦関係における個人主義確立の意義を考える。

II アメリカの占領政策とその帰結

第二次世界大戦の敗戦（1945年8月）から1952年4月にサンフランシスコ平和条約によって主権を回復するまで、6年8ヶ月にわたって、日本はアメリカ合衆国を主とする連合国の占領下にあった。この間、戦前の制度の多くは、国家主義を支えたものとして否定され、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指令により、財閥解体、農地改革などの経済民主化措置が実施された。

天皇は、大日本帝国憲法における主権者から、GHQの草案に基づいて制定された日本国憲法においては国民統合の象徴へと変化し、国民主権¹⁾となった。皇族は残ったものの、華族は廃止され

1) 『日本国憲法』1条。芦部信喜『憲法（新版）』岩波書店、1997年、18-34頁、第二章日本憲法史参照。

た。貴族院も廃止され、参議院が設けられた。婦人参政権によって、成人全体の意思が国政に反映されるようになった。

憲法では基本的人権の尊重が謳われ²⁾、対外的には国際紛争を武力によって解決することを放棄した³⁾。そして、日本の安全は平和を愛する諸国の国際信義によって保つこととした⁴⁾。納税の義務は残るものの、兵役の義務が削除された。

民法では、相続制度が改正され、均分相続となった。

税法では、アメリカ税制の影響を受けて、1947年には、所得税において申告納税制度が導入され、それまでの分類所得税と総合所得税の2本立てが、総合所得税に統一された。続いて、1949年9月、「シャープ勧告」により、所得税中心主義、総合累進所得税の推進、法人税単一税率(35%)の採用、富裕税の導入、相続税・贈与税の一本化による累積的取得税制度の採用などの方針が打ち出された⁵⁾。

教育基本法では、個人の尊厳を尊重することが目指され、アメリカ社会を理想としたいわゆる戦後民主主義教育が行なわれた。学校教育法では戦前の複線型制度が廃止され、基本的には6・3・3・4制の学校制度となった。

労働三法(労働基準法、労働組合法、労働関係調整法)によって、団結権・団体交渉権等、労働者の権利が保証された。刑法では、姦通罪が廃止された。

50余年前のこれらの改革は、日本の国家主義を支えていた経済的・社会的基礎を崩して、アメリカ流の民主主義制度を確立することにあつた。また、国際紛争の手段としての戦争を放棄させることによって、世界に対し軍事的脅威を与えないようにすることを目的としていた。そして、半世紀を経たいま、その試みは、国家主義の衰退とアメリカへ従順な国の建設という点においては、見事に成功している。主な変革は次のとおりである。

第一に、経済民主化政策のうち、とくに農地改革は封建制度の解体と農村の貧困の解消に寄与した。不在地主が所有する1町歩(北海道は4町歩)以上の土地は、強制的に、安価で小作人の手に売り渡され、自作農中心の農業となった。生産者米価が消費者米価よりも高い逆ざやの下で、都市労働者の賃金のベース・アップに連動して消費者米価が引き上げられたことにより、経済成長の成果が農村にもたらされた。所得が増大した農村は、耐久消費財をはじめとする工業製品の市場とな

2) 『日本国憲法』11条。なお、基本的人権の発展については、宮澤俊義『憲法Ⅱ』(法律学全集4)有斐閣、1957年参照。

3) 『日本国憲法』9条

4) 『日本国憲法』30条

5) 大淵博義『国税の常識(第3版)』税務経理協会、1999年、23-24頁。なお、シャープ勧告については、吉岡健次、兼村高文、江川雅司『シャープ勧告の研究』時潮社、1979年。『シャープ勧告とわが国の税制』日本租税研究協会、1983年。日本租税理論学会編『戦後五〇年と税制』谷沢書房、1996年、29-46頁参照。

り、高度成長期の経済の好循環を生んだ。

しかし、1973年秋の石油危機以降、経済成長率が鈍化し、それに対応して、政府は国債発行を拡大し、政府債務は511兆円、政府保証債務は54兆円（2000年9月末現在）を越えている。この国家財政が破綻に瀕しているともいえる状況の中で、アメリカからは更なる内需拡大を求められている。

第二に、年間154億ドル（1999年）にのぼる政府開発援助（ODA）、また国連分担金を非常任理事国にもかかわらず分担金全体の2割以上を拠出するなど、国際間の信義に頼って国の安全を図ろうとするためのコストは大きい。国防費をGNPの1パーセント程度に抑制しようとする努力は続けられているが、それが、国家予算を節約するという面には必ずしも働いていない。年々の米駐留軍に対する防衛分担金や1991年の湾岸危機にはいわゆる国際貢献として湾岸平和基金に約1兆5000億円を拠出するなど、他国の軍事費を負担しているからである。自国の防衛予算を抑え、自国に駐留する他国の軍隊の為に国家予算を支出するという構造は、日本のアメリカへの従属性を端的に示している。

第三は、家族制度の解体に関するものである。憲法において結婚は両性の合意のみに基づいてなされるという規定⁶⁾に加え、民法の均分相続制は、家督相続制に基づく家族制度を解体し、核家族化をもたらした。工業化・都市化は、人口の流動化を生み、その解体を促進した。大家族という共同体の中で、女性が忍従を強いられていた状態が解消したことは、女性の人権を守るという点において大いに意義があった。しかし一方で、旧家族制度の解体は、一族という意識を、ひいては、日本人としての連帯感を弱めることになっている。

このように、戦前に形成された国家主義の経済的・社会的基礎は崩された。しかし、個人主義は未だ確立していない。そうでありながら、規制緩和、構造改革が展開され、失業や金融危機が生じるなかで、人びとはローンの返済や老後へ向けた資産形成を、自己責任によっておこなわなくてはならない。さらに、日本の行方に関し方向性を見出せないことが、不安感を増幅させている。日本の今後のあるべき姿を見出し、そのビジョンを実現するための制度改革が、新世紀の初頭のいま、緊要であるといえよう。

以下、社会の基層単位としての家族形態とその成員に関する税制の在り方を、個人主義の確立という視点に立って考えたい。

Ⅲ 戦後の家族形態と依存意識の残存

国家主義および旧家族制度は解体したものの、アメリカやイギリスのような個人主義は確立して

6) 『日本国憲法』24条

いない。

個人が属する集団として、家庭と職場がある。職場については、終身雇用制と新卒の一括採用制度を基盤として、集団主義が生きていた。しかし、ここ数年来のいわゆるリストラという名の中高年者の解雇によって、企業への帰属意識は急速に薄れつつある。解雇された中高年層のみならず、企業に忠誠を尽くしてきた先輩達に対する企業の処遇の有様を見て、若年層も企業に全面的に依拠することの危険性を悟った。産業構造が変動し、しかも、競争の激化によって企業合併や破産が生ずる状況下で、現在の企業から離れても自己が生き得る能力をつけることが必要となり、急速に個人中心の考え方に移りつつある。

他方、家族については、核家族となり、少子化も進んだ。この状況下で、夫婦別姓論が数年前より論じられ、民法を改正する運動に一定の支持を集めたが、その主張の根底にある意識には日米に大きな違いがあるように思われる。

アメリカの別姓論は、1960年代における公民権運動の高揚、ベトナム戦争に対する反戦運動、大学紛争の激化などを背景に、70年代初頭に生まれたウーマン・リブ (Women' Lib) の延長線上にある。女性の自立を目指すこの運動は、夫婦一体で社会に対応する核家族をさらに解体して、個人主義を徹底的に貫徹するものであった。

一方、日本の議論では、別姓を主張する論拠として、女性が結婚すると姓が変わり、職場などにおける手続きが不便であるとか、離婚により旧姓に戻ると世間にプライバシーを曝すことになる⁷⁾とかが挙げられている。職業に従事する女性が多くなったことが、姓を変えることの不利益が主張される背景にあるとみられる。現行民法では、夫または妻の氏のいずれかを称するのであり、原理的には男女差別はないとはいえ、現実には男性の姓を名乗ることが多く、これらの主張は首肯できる。しかし一方で、別姓にする不利益にも目を向けなくてはならない。

旧姓を使いつづけるという意味は、個人が過去に属していた共同体への帰属意識を、現在も保っていることにある。中国や韓国では結婚後も姓が変わらないが、これは父方の血縁を大切にすること⁷⁾の宗族の名残である。現代の日本で別姓を主張する人々には、アメリカの女性解放運動と同じように個人の自立を目指す人々は勿論いるが、少子化に伴い、子どもの側は、親から世話を受ける程度が大きく、いつまでも実家と結びついていたい、また親は結び付けておきたいという動機が潜んでいるように思われる。

もしそのように、実家という過去の共同体に意識面で属したまま婚姻生活に入るとするならば、その意識を払拭できない限り、別姓は、現代日本においては時期尚早といえよう。福澤諭吉は『日

7) 但し中国では、中華人民共和国の成立(1949年10月)以降、女性が職場進出を果たしたため、経済面でも意識面でも、女性の自立が急速に進んだ。その結果、現在では、別姓は男女の対等の関係を象徴しているように見える。

本婦人論』において、結婚して新家庭を作る場合は、「女子が男子に嫁するにも非ず、男子が女子の家に入夫たるにも非ず。……双方婚姻の権利は平等なりというべし」と述べ、⁸⁾実際にはどちらかの姓を選択するにしても、新姓を創造する精神で結婚するべきとしている。このように、婚姻は新しい共同体の創出であり、それを示すために姓を同一にすることは、二人の連帯意識を高めることに役立つであろう。戦後に制定された憲法・民法では、一夫一婦制を原理とし、自立した個人が連帯して、家計を共にする共同体を建設していく夫婦像が想定されていると考えられるが、新しい共同体の創出のためには、まず、古い共同体から各人が自立することが前提となる。

戦前の家族制度は解体した。女性に忍従を強いることになりがちで、旧制度に戻ることは出来ないし、また戻るべきではない。個人主義に基づいた新しい家族制度のあり方を模索し、それを促進する税制を確立する時期にある。

ここでいう個人主義とは、夫と妻の個人としての人権を尊重するという意味に用いている。決して、それぞれに強い自己主張をなし、次々にパートナーを替える関係が望ましいというのではない。しかし、家庭内の労働が経済的に評価されるような仕組みを作らない限り、多くの妻たちの発言権は究極においては弱い。夫婦を社会における最小の基本的な共同体と位置づけて、しかも、夫と妻それぞれが個人としての自立を維持し続ける制度を模索することが必要となろう。

IV 個人主義に基づく税制の在り方

そのための税制改正として、次の諸点を提案したい。

『1、婚姻期間中の年々の事業所得及び給与所得は、夫婦が得た所得を合算し、合計額の二分の一をそれぞれの課税金額とすること。』

これは夫婦の活動は一体であると思ふ考え方に基づく。例えば夫が得る報酬は、両者の活動への報酬であり、妻はたとえ家事にのみ専念しているとしても、夫と同等の社会的貢献をしていると思ふのである。妻は、家事、育児、精神的安らぎの提供などを通じて、夫が事業所得及び給与所得を得ることに間接的に貢献している。また、育児は、次代の生産力の担い手を育てるという観点から、立派な社会的活動である。夫婦は社会の最小の共同体である家庭生活を一体で営むのであるから、「所得を得られる労働」と「家庭内の労働」とを等しく評価し、その二つの労働から得た所得の合計の二分の一を、夫と妻それぞれの所得と思ふのである。ところが、「家庭内の労働」は市場価格で評価されないためその所得はゼロであり、従って実際には、「所得を得られる労働」からの所得の二分の一が各々の所得ということになる。

8) 『福澤論吉全集』(第5巻) 岩波書店、1959年、467頁。

別の言い方をすれば、家事や育児を分担する機会費用は、配偶者の所得によって測られるべきという考え方に基づく。例えば、夫が8時間労働で一日に1万6000円を稼ぐとすれば、家事・育児に要する機会費用は1時間あたり2000円である。夫が所得を得る活動をしている間、妻が家事・育児などの活動に従事するならば、夫に代わって2000円の機会費用に相当する働きをしていることになる。しかし、これは市場価格で評価されないため無報酬である。無報酬でも妻は社会的使命を果たしている。夫婦の活動は一体であり、家庭及び社会への貢献度は不可分である。従って、両者の活動に支払われる時給は、2000円の半分の1000円ずつに相当すると見做す。次に、妻は2時間をパート・タイマーとして働き1600円を稼いだとすれば、その機会費用は800円である。夫が帰宅後、家事・育児を手伝ったとした場合、妻の分身である夫の機会費用は2000円ではなく、この場合夫は妻の代わりをしているのであり、800円と考えるのが妥当であろう。もしも、2000円とするならば、夫がもう2時間働いたほうが、家計の所得最大化という点からは合理的な行動であって、妻がパートに出ているからには、夫はもはや所得を得る労働を8時間以上しないもしくは出来ない理由があると考えられるからである。各人の時給は400円に相当する。かくして、平均時給は、所得合計額1万7600円を20時間で割った880円に相当し、一日あたりの課税所得はそれぞれ8800円となる。

この制度のメリットは、市場価格で評価されないがゆえに、無報酬とされていた家事、育児という活動の社会的貢献を認め、いわゆる専業主婦にも自己の収入を与えることにある。主婦も自分の資産を形成することが出来、これによって、自立した個人として夫に対し対等な立場にたつことが出来る。従来は、仮に離婚したくても、年齢が高く、自己の資産がない状態では、我慢するより仕方がなかった。過去の寄与分を離婚訴訟で要求できるとしても、弁護士費用を含めた経済的負担を考慮すると、訴訟を起すこと自体、ままならない状況下にあったのである。

現行の税制は、専業主婦を扶養家族と位置づけており、経済的・社会的に無力なものと見なしている。専業主婦の年金支払いも、主婦が夫の給与所得の二分の一を得ているとして、その額を基準として各自が負担すれば、現行方式においてフリーライダーのように見られている偏見からも解放されよう。家事は労働力再生産のために不可欠な活動であり、また、出産・育児は、次代の年金の担い手を育てる重要な仕事なのである。それらの仕事の社会的意義は、正当に評価されるべきである。なお、無報酬の活動は当然非課税であるが、以上のような論理で、妻も家庭で所得を得ていると解するのである。

現行の累進課税の下では所得税の税収が減少するというデメリットが予想されるが、その減収分は消費税の引き上げ等で補えばよい。

この制度の意義は、夫婦一体とみなすことによって、無報酬もしくは扶養家族の資格が得られる範囲内でのパート・タイマーとして低所得にあった多くの主婦達の経済的地位を引き上げ、社会的な貢献を認めると共に、租税や年金支払いという応分の社会的負担を課することにある。それに

よって、主婦の人権を経済面から守り、個人としての自立を促すのである。

『2、利子所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、および一時所得は、名義人各自の所得とする。このうち総合課税がなされる所得については、夫と妻の事業所得及び給与所得の合計額の二分の一の額にこれらを加えて申告する。分離課税の所得についても、それぞれが申告する。このほか、退職所得については、婚姻期間中に相当する分については、夫婦で折半する。雑所得については、印税や原稿料・講演料等は折半とし、過去の蓄積に由来する所得については各自のものとする。』

原則的には、利子・配当などのように、蓄積された各人名義の財産を運用することによって得られるもの等については、夫、妻それぞれの個人財産に組み入れる。そうすることによって、妻は自分の資産を持つことが出来、夫に対する発言権も増す。逆に、夫婦の一方が判断を誤り、資産運用に失敗して破産したとしても、日々の生活は配偶者から支えてもらうことが出来る。

以上2点を含む課税方式は、従来扶養家族であった、いわゆる専業主婦も税務申告をすることになるので、税務署の事務負担が大きくなるというデメリットがある。しかし、申告制度は50年以上に及ぶ原則であるし、いわゆる国民総背番号の導入やコンピューターの活用により、徴税費用を節約出来よう。背番号の導入による個人別の申告課税は、脱税を防ぎ、本方式採用に伴う減収分を一部補うことになろう。

利子・配当所得を総合課税とするか、分離課税とするかは、公平性の原則、経済活動の活性化への影響、税収の多寡などから総合的に判断されるべきである。源泉分離課税一本にすることも真剣な考慮に値しよう。

すなわち、金融資産の運用から得られる所得については、国内での預金や債権だけでなく、投資信託、株式、さらには変動為替制度の下での外貨預金や外債の購入など金融資産の多様化のなかで得られたものであり、個人の才覚による面が強くなっている。従って、透明性の高い源泉分離課税一本にしたほうが、自己責任の原則を貫くことになり、かえって公平なのかもしれない。市場取引の活性化という面からも、また市場規模の成長とともに安定した税収を期得できるという面からも、源泉分離課税のほうが、利点が大きいと考えられる。

『3、相続税は、最高税率を引き下げるのではなくて、基礎控除は法定相続人控除を主とし、相続人一人あたりの控除額を大幅に引き上げること。』

現行の相続税法の最高税率は70%、基礎控除額は1件あたりの定額控除が5000万円、さらに法定相続人比例控除として法定相続人一人ごとに1000万円を控除するようになっている。昨年末に伝えられたところによれば、最高税率を50%に引き下げる一方で、基礎控除額は枠を狭めるという案が自民党税制調査会で検討されたという。幸いその実施は見送られたようであるが、このような案は、中産階級の核家族から巣立つ次代を担う子供たちの自立を支援するという視点からすると、逆

方向の案といえる。

むしろ定額控除を廃止し、法定相続人比例控除を基本とする、例えば、法定相続人一人あたり6000万円を基礎控除するという制度に改めることを提案したい。現行の控除方式では、法定相続人が多くなればなるほど、一人当たりの基礎控除の額が減少することになる。現在、日本の出生率は年々低下しているが、その要因の主なものとして、結婚年齢が高くなっている以外に、養育費の上昇、さらには生まれてくる子供の将来への不安などが挙げられよう。自分が形成した資産を、子供に相続させることが可能ならば、子供が厳しい競争社会を勝ち抜くことが出来るだろうかという親の不安を軽減し、子供を産もうとする意欲を促進することになろう。現行税制は、子供が増えれば、子供一人当たりの租税負担が大幅に増えるのであって、子供の数を制限させるような制度となっている。少子化対策が求められている現在、早急な改善が望ましい。

なお、基礎控除を廃止は、ひとり暮らしをしている身寄りのない人が、老後の世話をしてくれる人に遺産を残そうとする場合、相続人に著しく不利になる。籍を入れずに同居しているパートナーに遺産を残す場合にも、残された者は住んでいる家も売りに出さなくてはならなくなるかもしれない。したがって、実子、養子以外に、遺言によって指定されたひと一人は6000万円の控除を受けられるとし、定額控除廃止の補いとすればよい。また、現行の配偶者についての二分の一控除の制度は、当分の間残す。

このような案では、相続税の納税額が大幅に減収するため、租税当局の立場からは容認し難からう。しかし、私有財産制を認めている国家にあって、住民、土地の評価額が高い都市の住民が、それほど大きくない家を子供に譲るにあたって、多額の相続税を課せられるような現実には、果たして正常な状況といえるであろうか。福澤諭吉の言うように、人民の智力と財力が増してこそ、民権が伸び、さらに彼が国権と呼ぶ国家主権を守る力が育成されるのである。

若い世代のローンの負担が、消費の伸びを抑えている。当面の景気対策の一つとして、ローンを組み易くすることによって景気対策を行なうよりは、ローン返済の心配を取り除いて、使用可能な所得を増大するほうが、長期にわたって、個人がゆとりある日々を送ることが出来、消費も増大すると予想される。⁹⁾

社会的公正を維持するために相続税があるのであり、従って、親が資産を持たない人と持っている人との不公平を是正するために相続税を厳しくすべきだ、という反論がなされるかもしれない。もしも、人間の能力が平等であり、成功するか否かは努力だけに依存しているならば、出発点を等しくすることが公平といえよう。しかし、個々の能力は実際には不平等なのであり、出発点におけ

9) 日銀によると、2000年9月末の家計部門の住宅資金借入残高は約182兆5000億円となり、過去最高額となった。三和総合研究所によると、負債の拡大に伴って月々の返済額も増えており、住宅ローンを抱えた世帯では、一ヶ月の返済額は収入から税金や社会保障負担などを差し引いた可処分所得の二割に達し、家計の債務負担の増加が個人消費を抑える要因になっている可能性が大きいという。

る多少の財産額の差異もまた許容されるべきである。不公平を問題とするならば、資産を持たない人と持つ人の不公平ではなくして、巨額の資産を持つ人とそれ以外の人びととの間の不公平を問題とすべきであって、この視点から最高税率が決められるべきであろう。

相続税は、民の資産形成促進という点から見直し、廃止しないまでも大幅に軽減すべきである。減収分は、消費税など間接税の引き上げや捕捉率を高めることで補うこととする。

法定相続人比例控除は子供の数の多い家庭の相続人の不利益をなくし、子供の数を増やすことに寄与しよう。また、固定資産等の世代間移転コストを少なくすることは、住宅等のローンを減少させ、家計の使用可能な所得を増やし、消費を拡大する効果をもつ。そのことは、消費税の引き上げによる消費抑制効果を減殺するとともに、税収面では消費税の税収増大が期待されよう。

なお、相続税の大幅な軽減は、個人主義の時代に、親の人権と情愛を両立させることになる。親は最後まで安んじて自己の財産を保有することができ、発言権を保ち得るのである。

V 福澤諭吉の夫婦観

「世界女性人権会議」(1995年・北京)が開かれるなど、近年、女性の人権に関する意識が世界的に高まっているが、いまから一世紀以上前に、福澤諭吉は徹底した男女同権論者であった。

「苟も礼を知り道をわきまえて人情ある者ならば、家事を取り扱うの権力は夫婦平等に分配して尊卑の別なく、財産もこれを共有にするか、又はその私有の分限を約束するか、模様次第に従い、兎に角くに家はその時に当る夫婦の家として、相互に親愛し相互に尊敬することこそ人間の本分なるべし。」¹⁰⁾ と言う。

初めに夫婦があり、その後に親子関係が生ずるのであるから、夫婦の徳義は「百徳の根本なり」¹¹⁾と説く。ところが、「家の血統を重んずるの国風」が、子を得る目的で、公然と妾を持つことを日本社会は許している。そこで、夫が妾を持ったり、芸者と戯れて家庭を顧みない時は、「対等の配偶者を侮辱し虐待するの罪にして、断じてこれを許すべからず。内君たる者は死力を尽くして之を争うべし」¹²⁾と女性を激励している。

当時にあつては、女性の参政権もなく、家庭内での地位も低かった。そのような状況下では、女性の権利の拡張が必要であるとする。「今日本世界にて自由快樂は何処に在ると尋れば、男性の方に偏重なりと云はざるを得ず。」¹³⁾

また、女性が権利を挽回すれば、日本国民の半数は女性であるから、国のためにも有利であると

10) 「日本婦人論 後編」(1885年)『福澤諭吉全集』(第5巻)、岩波書店1959年、493頁参照。

11) 「日本男子論」(1888年)『前掲書』、661頁。

12) 「新女大学」(1899年)『前掲書』、520頁。

13) 「日本婦人論」(1885年)『前掲書』、473頁。

も言っている。

しかし、諭吉は一方的に女性の立場にのみ立つのではない。「男子に向かって多を求むるにも非ず、女性の為に特に利せんとするにも非ず、ただ双方平等ならんことを期するのみ¹⁴⁾」と言う。夫婦の間柄は、相互に道徳を守り、愛し尊敬し合うことが大切であると説くのである。このように諭吉は、男性も女性も区別することなく、同等の人権を持つと見る、真の男女同権論者であった。

ところで、独立とは、「自分にて自分の身を支配し、他に依りすがる心なき¹⁵⁾」ことであり、「他人の厄介にならぬこと¹⁶⁾」である。独立には、「身体の独立」と「心身無形の独立」の二つの側面がある。前者は、衣食住など有形物を自分自身の力で賄うことであり、後者は、社会において自分の信じる言動を行い、節を屈することがないことである。この二つのうち、まず有形の独立を得なくては、無形の独立を得ることが難しいという。いまの言葉で言えば、経済的自由がなければ、精神的自由や平等などの諸権利を守ることが難しいということになる。

諭吉は、「凡そ人間社会に有力なものは財にして、権は財に由て生じ財は権の源にして、西洋の女子は財を有するもの多し、其権力あるも亦偶然に非ず。既に権力あれば其財を処するも亦自由にして、内に居るも外に交わるも自から独立の姿をなして他の寄宿生に非ず¹⁷⁾。」と自由の根源には、経済的裏づけが不可欠であることを見抜いていた。だが、21世紀の今日に至っても、家庭婦人は税法上、「他の寄宿生」の地位に置かれている。人権尊重の観点から、これを看過したままでよいだろうか。

VI 結び

1945年8月の敗戦による占領政策、そして近年の市場開放や規制緩和の要求に至るまで、日本はアメリカから強い影響を受けてきた。それによって、日本の社会・政治・経済構造が大きく変わった。しかし、個人主義の確立は、未だ達成されていないのである。

家庭婦人は、その労働が市場価格を持たないことから、自己の所得を得る術がなかった。育児・家事の社会的意義を正当に評価し、家庭婦人を含めて女性の人権を経済的に保証することによって、妻は夫と対等な立場に立つことが出来ると共に、夫婦相互に相手の役割の大切さが再確認されよう。

また、法定相続人比例控除の重視と控除額の大幅な拡大は、自立の準備のための資産を子供に残す可能性を拡大し、出生率の改善が期待される。

14) 「日本婦人論」(1885年)『前掲書』, 472頁。

15) 「学問のすすめ」『福澤諭吉全集』(第3巻) 岩波書店, 1959年, 43頁。

16) 「福翁百余話」『福澤諭吉全集』(第6巻) 391頁。

17) 「日本婦人論」『福澤諭吉全集』(第5巻) 453頁。

シャープ勧告は、個人をベースとして総合課税するという基本原則に立つものであり、個人の自立を促進するという視点から評価できるものであった。

それまでの日本の所得税法では、同居親族の全員の所得を合算し、それに累進税率を適用していた。シャープ勧告は、この措置は、「所得額を合算すると、同一の生活水準、同一担税水準にある納税者に適用される税率よりも高い税率で課税されることになる。それが税負担の不公平な分配であることは広く認められているところである。納税者は不満を感じ納税道徳は悪化する。」と正しい指摘をしている。そして、「同居親族の所得合算は、これを廃止して各納税者が独立の申告書を提出し、他の所得と合算することなく各人の所得額に対する税額を別々に納めさせるように勧告する。」とする。¹⁸⁾

その一方で、「しかし、この個別申告制にある程度の制限を設けておかないと、要領のよい納税者は、配偶者または子供に財産およびこれから生ずる所得を譲渡することによって税負担を軽減しようとするから、相当の問題の起ることが予想される。同様に、かれらは妻子を同族の事業に雇用して、これに賃金を支払うという抜け道を講ずるであろう。」とした上で、「納税者と同居する配偶者及び未成年者の資産所得はいかなる場合にも納税者の申告書に記載させ合算して課税する。同様に、納税者の経営する事業に雇用されている配偶者および未成年者の給与所得は、納税者の所得に合算させるようにすべきである」という。

同居親族の課税所得の合算による負担の不公平性を正しく指摘しながらも、同居者の事業所得や資産所得を合算して、一人の納税者が支払うという措置は、合算による不公平性をそのまま残す矛盾したものである。合算の根拠は、夫婦間ないし世代間の財産移転を防ぎ、相続税及び贈与税の減収を防ぐということにあり、相続税を徴収するという目的が、個人の自立というこの勧告の根底にある理念を曇らせている。

私有財産制は、民主主義と市場経済の基礎である。極端な富の偏在を防ぐという点では、相続税は必要かもしれないが、控除額を大幅に拡大し、大資産家以外は相続税を支払わなくて済むようにしなければ、個人が法人に伍して市場において対等に活動することは勿論、労働力の再生産の場であり、次代を育てるといふ社会的使命を持つ家庭の住宅を確保することすら難しい。まともな職に就いている人が、一生ローン返済に追われ、完済した家を子どもに譲るのにまた多額の贈与税や相続税を支払わなくてはならない現状は、国家が国民を搾取している以外の何物でもない。バブル期のような失政があれば、納税額はさらに莫大なものになるのである。

シャープ勧告は、日本が貧しい時代になされた。国民全体の所得水準が上がった現在、税の公平性についての関心も、個人所得税に対して高い累進税を課することよりも、税の捕捉率の違いや消

18) 「シャープ使節団日本税制報告書」吉岡健次・兼村高文・江川雅司『シャープ勧告の研』時潮社、1984年、181-405頁所収。特に、「世帯単位の取扱」229-230頁参照。

費税におけるいわゆる「益税」の存在などに向けられるようになった。終戦直後のような極度な貧困者が減少し、国民の多くが中流意識を持つようになっていた昭和63年に消費税法が施行されたが、現在はシャープ勧告とは逆に、直接税から間接税へさらにウエイトを移す時である。本論文で提案した課税方式改革による減収分は、消費税の引き上げや資産に対する広く薄い課税などで補うのが適切であろう。

勧告から半世紀を経て、ようやく、個人の自立の視点に立ち、配偶者の貢献を正當に評価し、個人ベースでの申告納税方式を徹底させる税制を実施できる状況が生まれている。市場経済の中で個人の自立が迫られているいま、税制の仕組みについても発想の転換がなされるべきではなかろうか。

* * *

付 記

莫逆の友、前川寛教授が、選択定年により還暦を前にして退任なさった。同君とは1959年4月、商学部M組のクラスメートとして出会い、65年、時を同じくして商学部助手に採用され、今日に至った。専門は、保険学と国際経済学というように違ったが、当初は研究室も同室であった。

学生時代には、共に山に登り文学を語った。前川君はヘルマンヘッセを愛するロマンチストであった。周囲の友人に気配りをするやさしい青年であり、それと同時に、明治維新の志士たちに思いを寄せる剛毅な側面を持っていた。

その独立不羈な側面は、助手就任以来、自身の論文においても、また書評においても、権威に囚われることなく、良心に従って論を展開したことに表れている。また問題発見についても、権威に囚われないということから、夙に、保険の本質はリスク・マネジメントにあるということを見抜き、後年、商学部「リスク・マネジメント」の講義を開設し、今日に及んでいる。近来、90年代の後半に至って、規制緩和、自己責任が叫ばれる中で、様々な分野でリスク・マネジメント論が流行しているが、前川君からこの言葉を聞いたのは、確か66年頃のことであったと記憶する。そのことからして、前川教授こそ、リスク・マネジメント論を日本ではじめて提唱した人ではなかろうかと、私は思っている。

前川教授のご退任にあたり、『三田商学研究』において退任記念号が、堀田一吉助教授の発議・編集により発刊されることになった。保険学会の教授方多数が、玉稿を寄せられる中で、戦後の時代を生き、そして慶應義塾の生活を共に送った友人として、専門外ながら綴ったのが上出の一文である。

前川寛教授の新たなご活躍と、末長いご健勝を心よりお祈りする。